

年 月 日

高知県知事(高知県教育委員会) 様

高知県高等学校等専攻科奨学給付金(家計急変)受給申請書

◆次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は高知県以外の都道府県に高等学校等専攻科奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く))の支弁対象ではありません。
- 高知県高等学校等専攻科奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、対象となる生徒の高等学校等専攻科修学支援金の受給資格等の確認を行うことなど当該給付金に係る事務処理上必要がある場合は、関係機関に対する調査を実施することについて同意します。

高知県高等学校等専攻科奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、高知県が必要として求めた関係書類を添えて高知県高等学校等専攻科奨学給付金の受給を、申請します。

申請者住所等	〒	フリガナ			
	Tel() -	申請者氏名	⑨		
生徒との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他()				
給付金の払込口座(申請者名義の口座に限ります。)					
金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号		フリガナ 口座名義
		1 普通 2 当座			

【1.対象となる生徒について】

フリガナ			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	(修業年限: 年)					
		国立・公立・私立					
		学校の種類・課程・学科:					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	学校設置者の名称						
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科				
過去の高等学校等専攻科における在学期間	学校名立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 □ □ □ □			
	学校名立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 □ □ □ □			
	学校名立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 □ □ □ □			

【2. 保護者等の家計急変の状況について】

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。(該当する□にレ印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 ()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) ()名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

家計の状況の確認書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

【3. 扶養親族等の状況について】

※当該世帯に 年 月1日現在、対象となる生徒以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。また、「給付金の申請の有無」、「課程」の欄にもチェックをしてください。対象となる生徒のみの場合には、記入する必要はありません。また、世帯が別で、扶養されていない兄弟姉妹についても、記入する必要はありません。

	続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業(学生の場合は、 学校名及び学年等)	給付金の 申請の有無	課程	備考
兄弟 姉妹 の 状 況					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

※「続柄」欄は、対象となる生徒を基準としてください。

記入上の注意

【対象となる生徒について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程に置かれる専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（専攻科）」又は「②中等教育学校（専攻科）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、④及び⑤の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ ①又は③に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、専攻科奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ニ 不正に専攻科奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。